

東浦町一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）（案） 【令和3年度～令和12年度】概要版

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定するものであり、本町における生活排水処理の現状把握及び将来予測等を踏まえ、長期的・総合的な観点から適正な生活排水の処理計画を定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」（平成31年（2019年）3月策定）を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）との整合を図りつつ、生活排水の適正処理を推進していくための計画であるとともに、「生活排水処理基本計画策定指針」に基づいて策定するものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 生活排水処理に関する基本的事項

1 基本方針

- (1) 下水道整備の推進及び合併処理浄化槽設置の促進をし、生活排水処理率の向上に努めます。
- (2) 下水道等の生活排水処理施設が整備・普及されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適正な維持管理など、生活雑排水対策を推進します。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥については、適切に収集・運搬、処理・処分を実施します。

2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
合併浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	東部知多衛生組合

3 目標

公共下水道の処理区域内人口については、下表のとおりであり、東浦公共下水道基本計画における令和7年度（2025年度）の目標値を令和元年度（2019年度）現在で既に達成している状況にあります。

また、東浦公共下水道基本計画において、令和7年度（2025年度）以降の公共下水道の供用面積と処理区域内人口の目標値が未設定であることから、本計画の最終年度である令和12年度（2030年度）の数値目標の設定は行わず、目標は「生活排水処理率のさらなる向上」と位置づけ、方向性を示すこととします。

公共下水道の供用面積と処理区域内人口

年度 \ 区分	現況（令和元年度）	目標（令和7年度）
供用面積	671.1ha	838ha
行政人口	50,154人	50,425人
処理区域内人口（供用開始）	43,285人	42,856人
水洗化人口	36,169人	35,999人

※目標（令和7年度）については、東浦公共下水道基本計画（H29.3改正）より

資料：上下水道課

処理形態別人口実績

処理形態別人口 \ 年度	現況 （令和元年度）
計画処理区域内人口 ①	50,154
水洗化・生活雑排水処理人口 ②	49,784
汚水処理人口 ③	45,265
下水道人口	43,285
合併処理浄化槽人口	1,980
水洗化・生活雑排水処理人口 （単独処理浄化槽）	4,519
非水洗化人口	370
水洗化率 ②÷①×100	99.3%
生活排水処理率 ③÷①×100	90.3%

資料：上下水道課、環境課

5 生活排水処理対策

1 し尿・汚泥の処理計画

(1) 排出抑制計画

排出抑制については、下水道等の普及及び浄化槽等への雨水の混入による増量が生じないように管理を徹底し、し尿及び浄化槽汚泥の減量化を図っていくこととします。

(2) 収集・運搬計画

今後も現行どおり、町内全域を対象に収集・運搬を行います。また、今後は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥が減少するため、随時収集量を把握し、収集体制について検討を行っていくこととします。

(3) 中間処理計画

今後も現行どおり、東部知多浄化センターで収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥に混入している紙・布等の固形を取り除き、生物処理と高度処理をした後、五ヶ村川へ放流する中間処理を行います。

(4) 最終処分計画

今後も現行どおり、生物処理・高度処理過程から発生する汚泥は脱水後、東部知多クリーンセンターで焼却します。

2 広報・啓発活動等

生活排水対策は、住民の理解と協力が必要不可欠であり、そのためには情報提供などにより意識改革を図っていく必要があります。

本町では、生活排水クリーン推進員などの協力により、生活排水に関する情報発信や家庭での浄化方法などについての啓発活動を行っていきます。